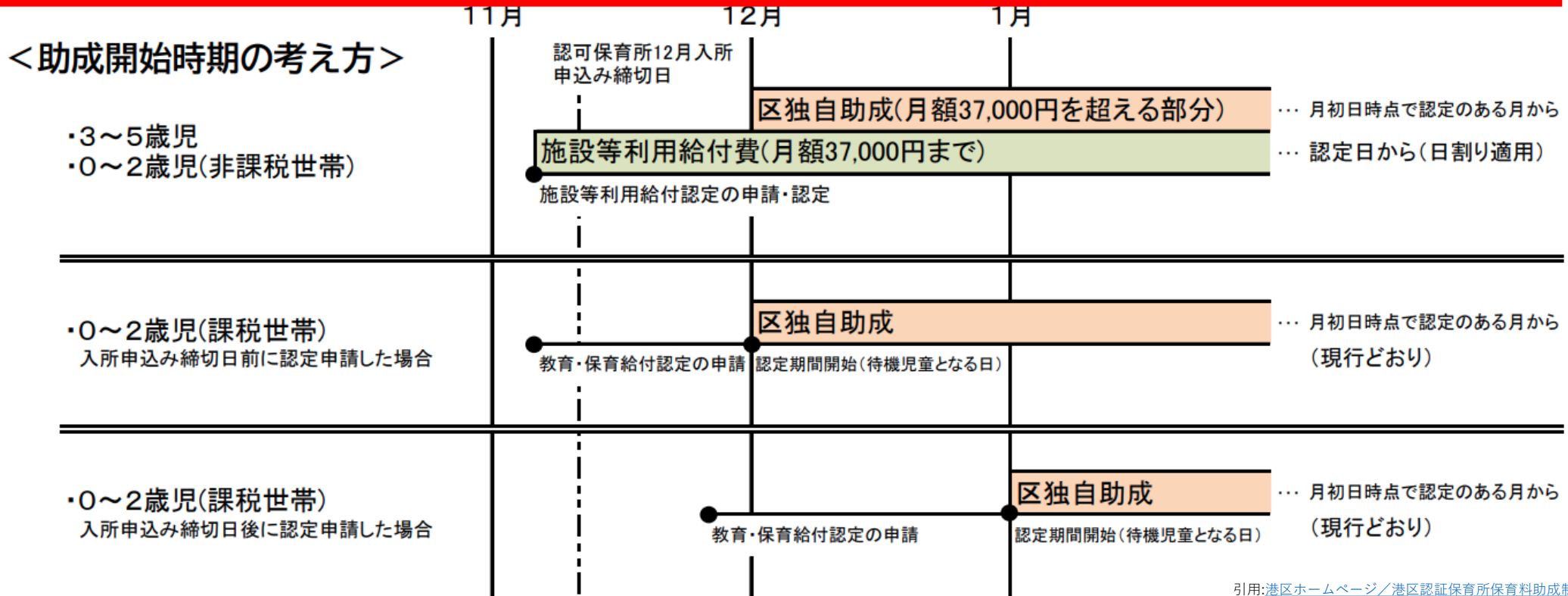


資料1 港区認証保育所保育料助成制度

事業概要

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認証保育所に入所している児童の保護者（3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児）に対し、子育てのための施設等利用給付費が給付されます。港区では、認証保育所に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付費に区独自の助成を上乗せし、認可保育園等保育料と認証保育所保育料の差額を助成します。

なお、認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている区民税課税世帯の0～2歳児は、認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成します。



資料2 港区外保育施設保育料助成制度

【0～2歳児クラス（区民税課税世帯）の場合】

認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている

区分	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	認可保育園等への入所申込み
3～5歳児クラス	企業主導型保育事業利用者のみ必要	必要	—
0～2歳児クラス (区民税非課税世帯)	企業主導型保育事業利用者のみ必要	必要	—
0～2歳児クラス (区民税課税世帯)	必要	—	必要